

薬 第 2 0 8 2 号

令和 3 年 3 月 3 1 日

社員寮、作業員宿舎の設置者 様

島根県健康福祉部長

(薬事衛生課)

【公 印 省 略】

社員寮等における新型コロナウイルス感染症対策について

貴社におかれましては、日頃から、新型コロナウイルス感染症対策について、業界等が定めるガイドラインに基づき、感染予防と拡大防止対策を講じていただいていることと存じます。

新年度を迎えるに当たり、新たに入寮される方もおられること、また、鳥取県内の社員寮においてクラスターが発生したことを踏まえ、改めて新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただきたく、業界等が定めるガイドラインのほか、別紙記載事項に留意していただきますようお願いいたします。

特に、別紙の 2. (1)～(4)に記載した事項については、寮・寄宿舍における飲食の場合にも留意いただきますようお願いいたします。

また、社員寮等の管理を委託されている場合は、委託先に徹底していただくようお願いいたします。

なお、社員寮等の感染対策についてのご相談は各保健所で承りますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

島根県健康福祉部 狩野・日野

電話 0852-22-6530・5254

## 1. 基本的な感染対策の徹底

感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、

- (1) 「3つの密」の回避
- (2) 人と人との距離の確保
- (3) マスクの着用
- (4) 手洗いなどの手指衛生

など、基本的な感染症対策に取り組むこと。

## 2. 飲食店の利用について

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続きノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも控えてください。
- (2) 飲食の際の人数は9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅に宿泊された方は、2週間経過するまでは参加を控えてください。
- (3) 時間については1時間30分を限度としてください。
- (4) これからのシーズンの歓迎会等、県外から異動や採用に伴って加わられた方がおられる場合は、この方々が来県されてから2週間を経過した後に実施してください。
- (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き「県外での利用」及び「県内での、県外の方との利用」を控えてください。

## 3. 十分な換気の実施について

適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いします。

## 4. 健康相談コールセンターへの相談

- (1) 入寮者が体調不良を訴えた場合は、産業医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」にすぐに相談し、その指示に従ってください。

・専用電話番号（「健康相談コールセンター」に転送されます）

保健所	管轄市町村	電話番号
松江市・島根県共同 設置松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777

出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	西ノ島町、海士町、知夫村、隠岐の島町	08512-2-9900

- ・対応時間：8時30分～21時00分（土日・祝日も実施）

症状悪化など緊急の場合に限って、これ以外の時間も受け付けます。

- (2) 社員寮等での感染症対策に関する相談も、各保健所（上記連絡先）まで、お気軽にお願いします。

## 5. 参考

- (1) 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」  
（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）） 国土交通省作成  
<https://www.mlit.go.jp/common/001380470.pdf>

### (iii) 作業員宿舎における対応（8ページ）

宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保するとともに、以下に掲げる事項等に取り組む。

- ・ 1部屋当たりの宿泊人数を少なくする。
- ・ 手洗い時のタオルを撤去し、ペーパータオルを活用する。
- ・ 宿舎内においても、マスク着用を励行する。
- ・ 定期的に換気を実施する。
- ・ 不特定多数の者が触れる箇所を定期的に消毒する。
- ・ 食堂等において、対面で座ることがないように机等を配置する他、利用時間の分散など、利用に当たってのルールを設定する。
- ・ 机と机の間に簡易的な仕切りを設置する。
- ・ 入浴時間の分散や湯船の増設など、入浴時における接触機会の低減に取り組む。

- (2) 「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」【高等学校版】  
（令和3年3月10日時点） 島根県教育委員会作成  
[https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/iinkai/sodan/corona.data/210310guideline\\_koukou.pdf](https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/iinkai/sodan/corona.data/210310guideline_koukou.pdf)

## 7 寄宿舎における対応について（10～12 ページ）

- 寄宿舎生の健康管理や基本的な感染症対策については、次の点に留意すること。
  - ・毎朝の検温と健康状況の確認を行い、記録をとること。
  - ・寄宿舎生が体調の不良を感じた場合には、ためらわず舎監に申し出ることができ体制を整えること。
  - ・寄宿舎内では基本的にマスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底すること。やむを得ずマスクを外す場合には、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けるようにすること。
- 寄宿舎内の清掃・消毒や換気については、次の点に留意すること。
  - ・寄宿舎内の清掃・消毒について、適切な方法と頻度を定めて実施すること。その際、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにすること。また、舎室等の定期的な換気（30分に1回以上）を徹底すること。共用スペース等において窓や換気装置のない場所では、扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作ること。
  - ・給水器、自動販売機などの共用設備や下駄箱、ドアノブや手すりなど、寄宿舎生がよく手を触れる箇所は、1日に1回以上消毒を行うこと。この場合、寄宿舎生が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫をすること。
- 食堂の利用については、次の点に留意すること。
  - ・食事の際には、直前までマスクを着用する、食事前後の手洗いを徹底する、利用時間を割り振るなど同時に食事する人数を制限する、横並びに着席する、食事中の会話は控えるなどの対応をとること。また、食事の配膳や片付けの際に、動線が交差したり、密になったりしないような工夫をすること。
  - ・食卓は座席の間隔を空けること。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的に分かるような工夫をすること。
  - ・食事の配膳はビュッフェ形式を避けることが望ましいが、やむを得ない場合（余った料理を自由に取る場合など）は、次の点に留意すること。
    - 料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行う。
    - マスクを着用する。
    - 料理のそばでは会話を控える。
  - ・食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒すること。
- 浴室の利用については、次の点に留意すること。
  - ・入浴については、利用時間を割り振るなど同時に入浴する人数を制限する、入浴中の会話は控えるなどの対応をとること。

- ・ 浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒すること（1日1回以上）。
- トイレの使用や衣類等の洗濯については、次の点に留意すること。
  - ・ トイレの使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行い、手を拭くタオルは共用とせず、個人のタオルや、ペーパータオルを使用すること。
  - ・ トイレ内のドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所は定期的に消毒すること（1日1回以上）。
  - ・ トイレ内の常時換気扇をオンにしておくなど、換気に留意すること。
  - ・ リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行うこと。
- 寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合は、次の点を踏まえ、適切に対応すること。
  - ・ 寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合は、すぐに静養室等（別室）に移動させ、そこで静養させること。その後、速やかに当該寄宿舎生の状況について保護者に連絡すると同時に、学校医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（電話番号等は本ガイドラインの末尾参照）にすぐに相談し、その指示に従うこと。特に、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、そのことを学校医に伝えること。
  - ・ しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に相談する際には、対象の生徒が、トイレ・浴室・食堂を共同利用する集団生活を行っている寄宿舎生であることを必ず申告すること。
  - ・ PCR検査を受け、その結果が陰性であった場合は、学校医と相談の上、その後の療養期間の対応について、保護者への引き渡し可能な場合は、保護者と相談をし、早期の帰省を促すこと。
- 寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合の対応や、長期休業期間等における寄宿舎生の自宅への帰省にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドラインに関するQ&A（3月10日時点）」で示した内容を参考に、適切に対応すること。

(3) 「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」【高等学校版】に関するQ&A（3月10日時点） 島根県教育委員会作成

[https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/iinkai/sodan/corona.data/210310guideline\\_QA\\_koukou.pdf](https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/iinkai/sodan/corona.data/210310guideline_QA_koukou.pdf)

■ 寄宿舎における対応について（7～13ページ）

（Qへの対応はリンク先をご覧ください）

Q 9 高等学校の寄宿舎で生徒が体調の不良を訴えた場合、保護者に引き渡してよ

いか。

Q10 高等学校の寄宿舍で、体調の不良を訴える生徒を寄宿舍内で静養させてもよいのか。

Q11 PCR検査の結果、高等学校の寄宿舍に在寮中の生徒の感染が判明した場合、どのような者が濃厚接触者となるのか。

Q12 高等学校の寄宿舍の生徒が濃厚接触者に特定された場合、14日間必ず寄宿舍内で待機しなければならないのか。

Q13 高等学校の寄宿舍の生徒が陽性の判定を受けた場合、寄宿舍内の消毒はどのように行えばよいのか。

Q14 濃厚接触者に特定された生徒が寄宿舍内で待機している間、教職員はこの生徒の監督をしなければならないのか。

Q15 学校が臨時休業になった場合、寄宿舍は閉じることになるのか。

Q16 県外から入寮している寄宿舍の生徒が、長期休業などの際に帰省を希望した場合、帰省を認めてもよいのか。

Q17 県外から入寮している寄宿舍の生徒が、帰省先の自宅等から寄宿舍に帰寮する場合、寄宿舍以外の施設で健康観察することが必要か。